

京都市告示第 5 2 1号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を指定しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 2 年 1 月 9 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	日ノ岡水 0 0 2 5 号	旧	京都市山科区日ノ岡鴨土町 5 7 番地 1 地先 京都市山科区日ノ岡鴨土町 5 9 番地先
		新	京都市山科区御陵鴨戸町 6 0 番地 1 京都市山科区日ノ岡鴨土町 5 9 番地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)